

## 育児休業手当金に係る延長給付を検討されている方へ

※申請時には請求書の注意事項・必要事項等を必ずご確認ください。

1. 延長給付の受給を検討されている方は、必ず事前に勤務先所属所へ連絡・相談を行ってください。

当初から当該育児休業に係る子が1歳を超える間について育児休業を取得している者が延長分を請求しようとする場合は、事前に勤務先所属所に対し、子が1歳を迎えるまでに復職の意思があることについて相談等を行う必要があります。(勤務先に事前相談等がなかったためトラブルとなっているケースが多々見受けられます。)

2. 延長給付の新規申請後は、毎月、市町が発行した不承諾通知書等(以下「不承諾通知書等」という。)を提出してください。

不承諾通知書等の提出がない場合は、不承諾の事実確認ができないため、給付金の支給ができません。

3. 不承諾通知書等に係る支給対象月の取扱いについては、以下のとおりです。

(1)不承諾通知書等に保育所に入所できない期間が記載されている場合は、「当該月に保育所に入所できなかった」として審査を行い、当該月分の延長給付の手続きを行います。

(2)不承諾通知書等に保育所に入所できない期間の明確な記載がない場合は、保留通知書等に「〇月保育所に入所できませんでした」と一筆してください。その月分の延長給付の手続きを行います。